

[事案 2020-147] 配当金等支払請求

・令和3年7月29日 裁定終了

<事案の概要>

各種配当金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前加入していた養老保険を、昭和63年7月に終身保険に転換したが、契約時に受け取った設計書に記載されたとおりの積立配当金や、その他各種配当金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書には、積立配当金額は今後変動することがあり、将来の支払額を約束するものではない旨の注意書きがある。募集人は契約時に設計書を使用して説明しており、申立人も、その旨の説明を受け、理解していたはずである。
- (2)毎年申立人に対し、積立配当金の金額、当年度配当金の金額・適用利率が記載された書面を送付している。
- (3)申立人に支払うべき配当金等は、約款や定款に従って適正に支払っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結以降の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書はそれまでの実績から予測される配当金を示したもので、将来の配当金額を約束したものとは言えず、また各種配当金等は保険会社において適正に取り扱われていることが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。